

生活保護の不正受給に係る有罪判決について

生活保護受給者の不正受給が発覚し、令和7年1月17日付けで市福祉事務所が詐欺罪で海老名警察署に被害届を提出し起訴された件について、判決が確定しました。

1 概要

生活保護を受給していた当時65歳の男性が、年金受給を開始したにもかかわらずその事実を隠匿して生活保護の受給を継続し、令和5年2月から令和5年11月まで生活保護費を不正に受給したもの（被害額約83万円）

2 判決

罪名：詐欺（刑法第246条）

懲役2年6月 執行猶予5年

3 本市の対応

生活保護の不正受給は単なる違法行為ではなく、生活保護行政に対する市民の信頼を揺るがす重大な問題です。

今後も生活保護の適正な実施に努めるとともに、不正受給事案については厳正に対処してまいります。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市保健福祉部生活支援課 電話 046-235-4821